

2020年5月21日

各位

一般社団法人 日本レジャーダイビング協会
スクーバダイビング事業協同組合

新型コロナウイルス感染症対策 ダイビング事業者向けガイドライン

本年5月4日に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、事業者及び関係団体は業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成し自主的な感染防止のための取組を進めることとされました。これを踏まえ、一般社団法人日本レジャーダイビング協会、スクーバダイビング事業協同組合におきましては、ダイビング事業者向けに以下のガイドラインを設定・提示いたしました。

各事業者におかれましては、本ガイドラインに沿った営業活動を行ない感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各項目の実施に際しては、「新しい生活様式」についても併せて参照ください。

<参考>厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

また、その他、政府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画に沿って対応していただくようお願いします。

※本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行いますので、ご留意ください。

記

●感染防止対策の基本（三つの密を回避）

- (1) 施設への入場制限
- (2) 人と人との距離の維持
- (3) こまめな手洗い及びマスクまたはフェイスシールド（以下、マスク等）の着用
- (4) 施設の換気

- (5) 施設の消毒※
- (6) 利用者への注意喚起

※施設内で触れるところの消毒は、アルコール（濃度 60%以上）や次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度 0.1%～0.5%）を用いることが望ましい。

1. 各項目の詳細

(1) 施設への入場制限

以下に該当する従業員の勤務を禁止し、利用者の入場を制限する。

- * 37.5 度以上の熱がある。
- * 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- * 咳、痰、胸部に不快感がある。
- * 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。
- * 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- * 入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある。
- * 嗅覚・味覚に異常を感じる。
- * その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある。

(2) 人と人との距離の維持

人と人が接する際の距離は最低 1メートル以上、できれば2メートルを確保することが望ましい。

(3) こまめな手洗い及びマスク等の着用

可能な限り、施設の入り口に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、従業員・利用者共に施設に入場する場合には、それによって手指の消毒を行うこととする。

アルコール過敏症の人については、同等の代替手段の提供が望ましい。（洗面所に誘導して石鹸による手洗いを行なう、等）

また、施設内においては、従業員・利用者共に、常時鼻と口を完全に覆う、適切なマスク等を着用する。マスク等の着用のない者は施設への入場を制限する。

(4) 施設の換気

施設内の適切な換気を行なう。

常時一定の換気を確保すると共に、時間を決めて室内の空気を完全入れ替えるような全換気を行うことが望ましい。

(5) 施設の消毒

施設内の適切な消毒(除菌)を行なう。

ドアやテーブルなど複数の人の手が触れる場所は頻回に行ない、その他の場所についても洩れなく行なうことが望ましい。

(6) 利用者への注意喚起

施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来店自粛をウェブサイトや掲示でお客様へ呼びかけ、実行の徹底を強く求めていく。

掲示例：症状のある方の入場制限

感染拡散を防ぐため、しばらくの間、以下の点を厳守の上ご利用いただきますよう、強くお願い申し上げます。少しでも該当すると感じる点がある方のご来場は固くお断り申し上げます。

● 次の症状がある方等、該当する点があるお客様は来場をお控えください。

* 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や 37.5 度以上の熱がある方。

* 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。

* 咳、痰、胸部不快感のある方。

* 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。

* 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。

* 入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある。

* 嗅覚・味覚に異常を感じる方

* その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

2. 場内衛生確保、感染防止対策

お客様やスタッフが手に触れるであろう設備を確認し、スタッフによる消毒と清掃を徹底する。また、クラスターを作らないために、予約制の徹底により、可能な範囲で店内の人数を制限した運営を行なう。

1) 店舗全般

① 基本的な感染症対策（手洗いや咳エチケットなど）を徹底するように努力する。

- ②新型コロナウイルス感染可能性の症状がある者（1.（6）の掲示例に列挙されているような場合）の勤務を禁止し、入場を制限する。
- ③入口及び施設内に手指の消毒設備を設置することが望ましい。
- ④スタッフ、お客様共にマスク等をする。
- ⑤長時間の対面接客は避け、会話は最低 1 メートル以上、できれば 2 メートルの距離をとって行なうことが望ましい。
- ⑥店内をこまめに換気することが望ましい。
- ⑦適宜、施設の消毒（ドアやテーブルなど複数の人の手が触れる場所）をすること。
- ⑧支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨すること。

2) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ①便器内は、通常の清掃を行なう。
- ②不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行なう。
- ③トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ハンドドライヤーは止め、可能であればペーパータオルを設置、または個人用にタオルを準備することが望ましい。

3) 休憩スペース、喫煙所（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ①一度に休憩する人数を制限し、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ②休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒することを心がける。
- ④スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすることが望ましい。

4) 更衣室

- ①一度に利用する人数を制限し、対面で会話をしないようにする。
- ②更衣室は、こまめに換気することに努める。
- ③共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒することを心がける。
- ④スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすることが望ましい。

5) クラスルーム

- ①受講生同士の間隔をできるだけ離す（最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル）よう努力する。
- ②適切な環境の保持（こまめな換気、温度、湿度の管理等）。
- ③インストラクターはマスク等を着用、受講生にも着用を推奨する。
- ④アルコール消毒液を設置することが望ましい。
- ⑤テーブルやイス等、不特定多数が触れる環境表面の消毒に努める。

⑥スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをするのが望ましい。

6) ダイビングボート

- ①利用するダイバー同士が密にならないように努める。
- ②大声で話さないように心がける。
- ③不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行なうことが望ましい。
- ④対面で飲食や会話をしないようにする。
- ⑤手や口が触れるようなもの（コップなど）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ⑥船室内のこまめな換気を心がける。

7) 送迎車

- ①使用前、使用後にドアやイスなど接触する場所の清拭消毒を行なうことが望ましい。
- ②乗車前に手指の消毒を行なうことが望ましい。
- ③移動中は窓を開けて換気することに努める。
- ④スタッフ、お客様共にマスク等を着用する。
- ⑤密にならないよう、乗車人数や間隔に配慮する。

8) 器材の洗い場

- ①お客様が共用の水槽に器材を浸けることを避け、流水で洗う、もしくは持ち帰って洗うことを推奨する。

9) ゴミの廃棄

- ①鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることが望ましい。
- ②ゴミを回収する人は、マスク等や手袋を着用するようにする。
- ③マスク等や手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗うことが望ましい。

10) 清掃・消毒

- ①適切な洗浄剤や漂白剤を用いての清掃に努める。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが望ましい。
- ②手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行なう。

11) ダイビングで使用する器材

- ①レンタル器材のうち、直接口をつける部分（マスク、スノーケル、レギュレーター、BC、オクトパスなどの各マウスピース部分）は、お客様が使用するたびに家庭用洗剤（食器用洗剤など）を用いて洗浄・消毒し、乾燥させることを心がける。
- ②また、レンタル機材のうち、皮膚への接触のあるもの（ウエットスーツやブーツなど）は、

水洗いし、乾燥させる。

3. スタッフの健康管理／処遇

業務にあたっているスタッフ1人1人に対し、体調管理を心がける。

- ①スタッフ全員の就業前の体温チェックを徹底（37.5度以上は即出勤停止）
- ②お客様の健康チェック項目に該当するスタッフは出勤停止
- ③スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。
- ④万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者等の名簿を適切に管理することも考えられる。

上記のほか、感染者と特定されていなくても、発熱、倦怠感、風邪症状などの体調不良を認める場合には勤務をせず、自宅で健康管理、もしくはかかりつけ医を受診することに留意すること。

4. 感染者が発生した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

感染拡大の恐れがあるため速やかに休業を行ない、保健所と対応にあたる。

- ①即時に保健所へ報告。（求められる情報の速やかな開示）
- ②保健所の指示に従ったうえで、早い段階で休業を決定し、関係者への周知の徹底。
- ③自社内だけでなく行政に対する関連者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順などを事前に具体化。

5. その他、サービスの提供にあたり

お客様にサービス提供の際には、一定の距離（最低1メートル以上、できれば2メートル）を保ち、マスク等を着用する。お客様、スタッフ共に健康チェックを行ないながら運営を行なう。

- ①各ダイビング教育機関が用意するEラーニングの使用を推奨する。
- ②オンラインミーティングシステムを活用した知識の学習を推奨する。
- ③検温を実施し、熱（37.5度以上の場合は断る）や体調不良の際は参加を断る。
- ④現地集合、現地解散を推奨する。

- ⑤器材は極力、お客様ご自身のものを使うことを推奨する。
- ⑥ブリーフィング等、会話する際は最低1メートル以上、できれば2メートルの間隔をとり、可能な限り対面を避ける。
- ⑦インストラクターはマスク等を着用、受講生にも着用を推奨する。
- ⑧お客様同士が密にならないよう努める。
- ⑨インストラクターの健康チェックを強化する。

厳しい状況下ではございますが、休業による経営状況の悪化を回避すべく、ダイビング事業に携わる皆様には、どうか万全の体制での運営を心がけていただきますよう、切にお願い申し上げます。